Top Interview

「重要性増す公認会計士監査」

企業の会計・監査をめぐる不祥事が後を絶たない。市場型金融システムへの転換が一段と進む中での会計・監査不信は、せっかく根付いた「貯蓄から投資へ」という流れに悪影響を及ぼし、それを後戻りさせる心配さえある。企業財務情報と公認会計士監査の信頼性を確保し、資本市場の健全な発展を図るためには何が必要か、藤沼亜起日本公認会計士協会会長に聞いた。

資本市場の健全な発展を担う公認会計士

「貯蓄から投資へ」の流れ促進
「監査元年」の位置づけで臨む

――市場型金融システムへの転換が進んでいることを背景に、企業財務情報の適正な開示と、それを担保する公認会計士監査の重要性が従来にも増して高まっています。しかし、一方で、このところ企業の会計・監査に関する不祥事が次々に露呈し、大きな社会問題にもなっています。こうした現状をどうとらえていますか。

藤沼　この二、三年、わが国では「貯蓄から投資へ」という金融政策の基本方針を反映して、資本市場の重要性が非常に高まっています。企業の資金調達は金融機関から借り入れる間接金融から、増資や社債発行などによって企業自らが資本市場を通じて調達する直接金融が中心になったし、国民のみなさんも、預貯金より、リスクはあるけれども大きなリターンを期待できる株式などの投資商品で資産運用を考えるようになっています。

その結果、投資判断の重要な材料である企業財務情報への関心がかつてなかったほど高まり、企業が作成する財務諸表を公認会計士・監査法人が監査する意義についても広く認識されるようになりました。ところが、その矢先に会計・監査をめぐる不祥事が相次いで起こり、企業財務情報や公認会計士監査の信頼性に疑念を持たれるようになってしまった。関係者の一人として、とても残念に思うと同時に責任を感じています。

――不祥事の頻発は何が原因でしょう。

藤沼　大きく分けると三つのパターンがあると思います。一つはバブルの後始末をきちんとつけられないまま、修正できずにやってきた企業の問題。二つ目は、特に新興株式市場について言えることですが、事業基盤が弱体なため、例えば他社を巻き込んで粉飾決算をしたケース。三つ目は企業価値の極大化を至上命題とする米国型経営の行き過ぎです。こうした問題が一遍に噴出してきたのが現在の状況だと思います。

もちろん、問題があることに気づきながら、それを見逃した公認会計士・監査法人の責任は大いに問われてしかるべきです。ただ、そうした事例はごくごく一部で、ほとんどの公認会計士・監査法人はまじめに監査と取り組んでいます。従って私としては現在の状況を後ろ向きにとらえるのではなく、むしろ今年を「監査元年」と位置づけて、今後の新しい方向を示すうえでの一つのチャンスとして生かすべきではないかと考えています。

品質管理の審査を大幅に強化
上場会社の監査事務所を登録制に

――そのために日本公認会計士協会はどんな対策を講じていますか。

藤沼　この二年ほどの間に次々に対策を打ち出してきています。まず監査の品質管理レビューの充実・強化を図ったこと。レビュースタッフをIT（情報技術）の専門家を含め二十人に増員し、大手監査法人は二年に一度、その他の監査法人は三年に一度訪問して、品質管理に関するさまざまな審査を実施しています。各監査事務所も審査体制の強化に真剣に取り組んでいます。

また、外部委員を入れた綱紀審査会を協会の理事会から切り離した形で設置しました。公認会計士の規律違反などの問題事案を公平に審査・処分するのが狙いです。

――いわゆるローテーション制の問題についてはどうでしょう。

藤沼　同じ公認会計士が長期にわたって特定企業の監査に関与していると、双方の間に馴れ合いが生じかねないという見方があります。このため協会では自主規制として大手監査法人を対象に監査人ローテーション制の即時実施を呼びかけてきました。トップの関与社員は五年、他の関与社員は七年を超える継続的関与ができないというもので、五大監査法人に関しては昨年四月以降、長期の関与社員はいなくなっています。

――そのほかの対策はどんなものですか。

藤沼　協会は継続的専門研修（CPE）制度といって、会員である公認会計士に毎年四十単位の研修義務を課しています。研修を義務規定にしたのは、いわゆる士業（さむらいぎょう）の中で最も早かったのですが、その中で二〇〇六年度からは、職業倫理に関する研修四単位と監査の品質管理に関する研修二単位の履修を必須にしました。

また来月からは上場会社監査事務所登録制度を導入・実施します。上場会社の監査を担当している監査事務所の部会を協会内に作り、そこに所属する事務所の概要と品質管理システムの概要を含めた名簿を協会のホームページで公表する。それだけではなく品質管理面に大きな問題のある事務所名も公表しますし、それでも品質管理状況が改善されない事務所については登録解除処分とし、その事実も公表することにしています。

企業ガバナンスの充実も必須
監査役に決定権など機能付与

――企業財務情報の信頼性の確保は、公認会計士・監査法人だけに任されるものではなく、企業の側も責任を負っています。その意味でガバナンスの充実・強化の必要性が言われていますが、その点についてはどうお考えですか。

藤沼　取締役会や監査役会が、経営の執行に携わる者を株主等のステークホルダーの観点から常に監視・監督するというガバナンスの強化は必須です。次に私は、監査役の機能強化も大切だと考えています。例えば、新会社法では、監査人の選定や監査報酬の決定について監査役に同意権が与えられました。しかし同意権は提案権ではありません。従って基本的には、財務諸表監査の際の議論相手である経理部門などと折衝せざるをえないし、いわゆる「インセンティブのねじれ」を解消するには至っていません。国際標準に合わせて監査役に決定権を付与するべきだと思います。

監査役の独立性と専門性の向上と、その手足となるスタッフの増員も必要です。多くの欧米大企業には社内に内部監査人がいて、財務諸表の適正性をまず内部でチェックしています。しかし日本企業はコストアップ要因になるということで、そうした形をとることに消極的です。監査人の独立性を保つと同時に十分な監査時間を確保するうえでも、企業側が制度的な手当てをしないと、本当の意味での企業財務情報の信頼性確保にはつながりません。

――個人投資家を含む企業財務情報の利用者に対してはどんなことを期待されますか。

藤沼　公認会計士監査制度を正しく理解していただくことが重要だと思います。例えば、財務諸表監査とは企業が企業会計基準に従って作成した財務諸表を、外部の独立した監査人が監査基準に基づいて監査することですが、そこには二重責任の原則というものがあります。簡単に言うと、財務諸表に虚偽の表示がある場合の責任は企業にあり、重要な虚偽の表示を見逃して適正だという監査意見を表明した場合の責任は監査人が負うというものです。

そうした点についての理解が不十分だと投資家は監査人の役割を誤解して、監査人が実際にできることとの間にギャップ（エクスペクテーションギャップ）が生じてしまいます。もちろん投資家の期待は厳粛に受け止める必要があります。しかし、極端な例かも知れませんが、食品会社が安全管理基準を守らずに商品を製造・出荷してしまったようなケースでも、監査人は何をやっていたのかという批判が起こって問題の核心があいまいになってしまいかねません。

使命の再確認と独立性の確立
監査の担い手確保が緊急課題

――最後に、公認会計士・監査法人は今後どんなことを心がけていくべきか、協会の会長としての考えをお聞かせください。

藤沼　まず公認会計士法の第一条にうたわれている公認会計士の使命を再確認すること。特に必要なのは精神的独立性の確立です。問題があるときには、きちんと自分の意見を言う。サッカーの主審のように反則に近い行為があればイエローカードを出す、本当に反則をしたらレッドカードを出すような意気込みがないと、監査人としての役割を果たせません。

ほかには企業監査の現場できちんとした監査を行い、その品質についても事務所内で点検できるような体制をつくること。さらに、有能な人材を採用して、教育研修を充実し、できるだけ長く勤めてもらえるような環境を整備することなども大切です。残念ですが最近は外部環境の変化で、公認会計士ではあるけれども監査業務から離れていってしまう若い人が増えているんです。

――外部環境の変化とはどんなことですか。

藤沼　例えば公認会計士が行った監査証明が結果的に虚偽証明だったと判断された場合は、刑事・民事の両面で責任を問われるし、金融庁の行政処分や協会の処分もあります。まじめに取り組んでいるのにリスクが大きすぎるというわけですね。最近は、経営コンサルティング会社に引き抜かれるケースも増えています。金融商品取引法で内部統制の評価と監査が制度化され、来年から導入されることなどの影響によるものです。

――公認会計士・監査法人のコア業務である財務諸表監査を担う人材が減っていくのは大きな問題ですね。

藤沼　由々しい問題です。ただリスクの問題について言うと、今般の通常国会に上程される予定の公認会計士法の改定案では、現在の無限責任制を有限責任制に変えようという流れになっているし、協会としてもそうなることを期待しています。次に、公認会計士業務は成長産業であること、特に監査業務は会計士としての知識と経験のコアとなる業務であることを再認識してもらいたいと思います。このため、大手監査法人の理事長等と連名で共同声明という形で全会員に呼びかけました。できるだけ多くの公認会計士に監査の現場にとどまってもらいたいと願っています。

――人材採用に関してはどのような方向をお考えでしょう。

藤沼　企業活動の変化に伴い監査業務はますます高度化、複雑化、多様化しています。こうした状況に対応するためには、まず教育・訓練の充実が大事です。次に、公認会計士に限られている監査法人の社員資格をIT、金融、年金、経営といった分野の専門家にも拡大していくことが欠かせないと思っています。そうした人材も交えて財務諸表監査を効率的、組織的に進めていくことが必要です。

公認会計士・監査法人は資本市場の健全な発展を担う中核的存在であり、非常に公益性の高い仕事であるという認識が定着しています。先ほども言いましたが、今年を「監査元年」にするという気概を持って若い公認会計士にも、またこれから仲間に加わる新しい人材にも、監査業務に取り組んでもらいたいと願っています。

日本公認会計士協会
藤沼　亜起会長

ふじぬま・つぐおき＝1968年中央大学商学部卒業。アーサーヤング公認会計士共同事務所、監査法人朝日新和会計社などを経て太田昭和監査法人（現新日本監査法人）に。国際会計士連盟会長をはじめ国内外のさまざまな公職を歴任し、2004年から現職。

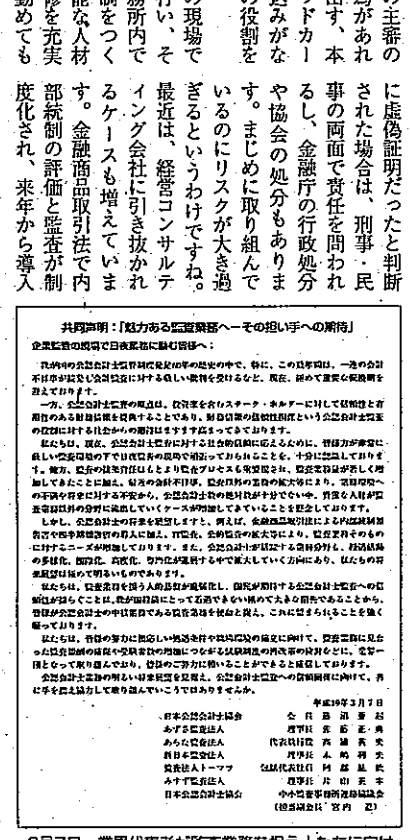

共同声明：「魅力ある監査業務へ―その担い手への期待」

企業監査の現場で日夜奮闘に励む皆様へ：

我々の公認会計士監査制度発足60年の歴史の中で、特に、この数年間は、一連の会計不祥事が社会と公認会計士に対する厳しい批判を受けるなど、既に、極めて重要な転換期を迎えております。

一方、公認会計士監査の現状は、投資家を含むステーク・ホルダーに対して信頼性と有用性のある財務情報を提供することであり、財務諸表の信頼性確保という公認会計士監査の役割に対する社会からの期待はますます高まってきております。

私たちは、現在、公認会計士監査に対する社会的信頼に応えるために、資本力が豊富で厚い監査環境の下で日夜監査の現場で頑張っておられることを、十分に認識しております。従来、監査の社会的役割をより明確化するとともに監査プロセスを明確化し、監査業務量が著しく増加してきたことに加え、財務の会計不祥事、監査環境の変化の加速化により、監査環境への不満や将来に対する不安から、公認会計士の絶対的不信でいや、貴重な人財が監査業務以外の分野に流出していくケースが増加してきていることを懸念しております。

しかし、公認会計士の将来を展望しますと、例えば、金融商品取引法による内部統制監査や四半期財務諸表の導入に加え、市場化、国際化の加速化により、監査業務そのものにはチャレンジが増加しております。また、公認会計士が扱える領域分野も、経済活動の多様化、国際化、高度化、専門化が進展する中で拡大していく方向にあり、私たちの将来展望は極めて明るいものであります。

私たちは、監査業務を担う人の品位が最低化し、国民が期待する公認会計士監査への信頼性が揺らぐことは、我が国経済にとって看過できない極めて大きな問題であることから、皆様が公認会計士の中核部門である監査業務を放棄と捉え、これに堪えられることを強く願っております。

私たちは、皆様の努力に加えて、厳しい処遇条件や環境改善の実現に向けて、監査業務に見合った監査報酬の確保や受験者数の増加につながる試験制度の再改革の提言などに、全力一体となって取り組んでおり、皆様のご努力に報いることができると確信しております。

公認会計士業務の明るい将来展望を見据え、公認会計士監査への信頼回復に向けて、共に手を携え協力して取り組んでいこうではありませんか。

平成19年3月7日

日本公認会計士協会　会長　藤沼亜起
あずさ監査法人　理事長　宮原正典
あらた監査法人　代表執行役　西浦英史
新日本監査法人　理事長　太田昭和史
監査法人トーマツ　代表代表社員　阿部孝敏
みすず監査法人　理事長　片山英年
日本公認会計士協会　中小監査事務所連絡協議会（協議会長）宮内忍

3月7日、業界代表者が監査業務を担う人たちに向けて発表した共同声明

広告
企画・制作
日本経済新聞社広告局

日本公認会計士協会　http://www.jicpa.or.jp/